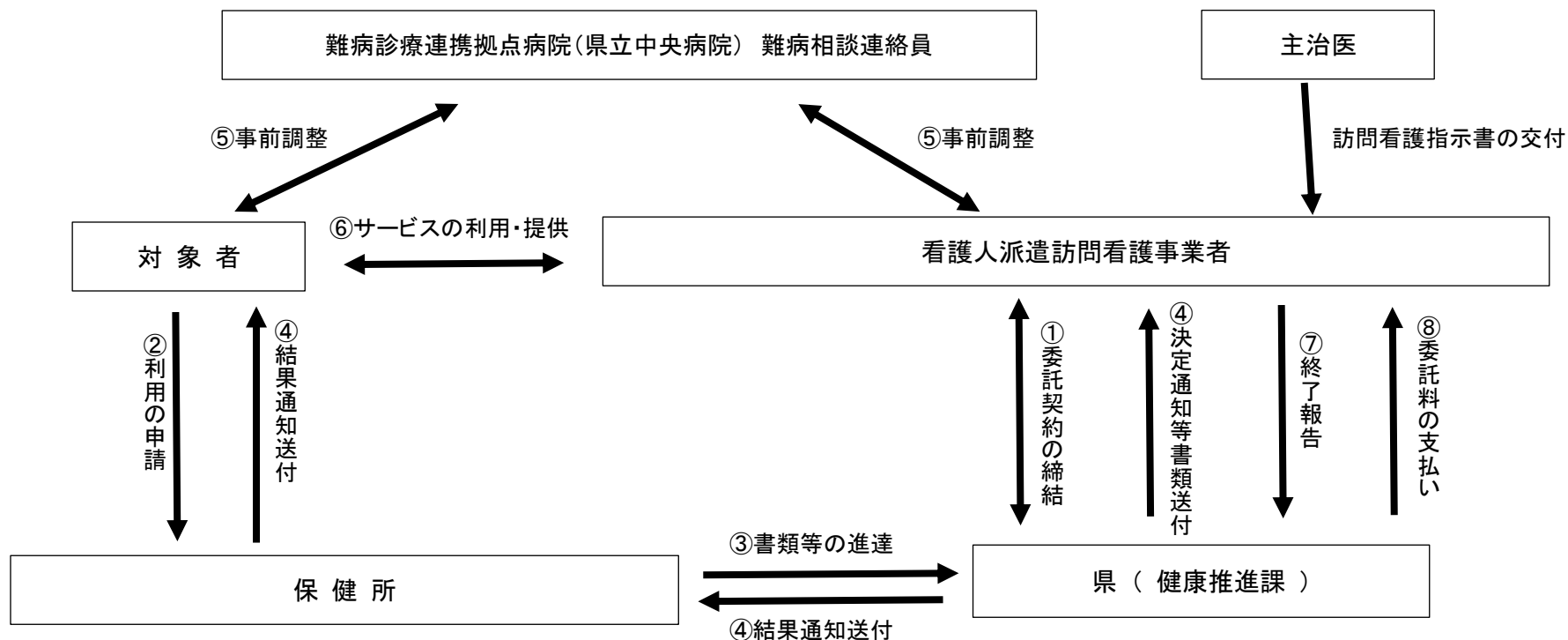


# 在宅レスパイト事業フロー図



## (委託契約)

①県は、本事業を行うに適切な訪問看護事業者と委託契約を締結する。

## (利用申請)

②対象者は利用希望日前(概ね2週間前、新規の場合は1か月前)までに、住所地を管轄する保健所に利用申請を行う。

③保健所は申請書類等を県に進達する。

④県は提出された申請書類等を審査のうえ、審査結果(承認または不承認)について、保健所を介して申請者へ通知する。

## (看護人派遣訪問看護事業者との調整)

⑤事業利用の相談が保健所に入った際には、難病相談連絡員が申請の前から訪問看護事業者と調整を行う。

## (事業の実施)

⑥委託契約を締結している訪問看護事業者が、対象者宅に看護人を派遣する。

## (委託料の支払い)

⑦看護人の派遣終了後、訪問看護事業者は県に終了報告書及び請求書を報告する。

⑧県は、終了報告書等を審査のうえ、委託料の支払いを行う。